

笑顔相続のススメ

第9回 義姉の寄付分相当額に配慮

義理の母の四十九日法要を終えホツとひと息ついたとき、義妹が「お義姉さんは関係がないので、席を外してもらえますか」と私に言いました。「関係ない」という言葉が、私の心にグサリと突き刺さりました。

*

ちょうど今日のような寒い10年前の朝、義母が脳梗塞で倒れました。一時は寝たきりになるかもしれないと医師に告げられました。賢明なリハビリの結果、歩けるようになる

まで回復しました。ただ、右半身に麻痺が残ったため、何をするにもひとりでは困難な状況でした。

血のつながりのない夫の母でしたが、実の母と思ひ献身的に世話をしてくれました。義母も最初は戸惑っていましたが、毎日のように「優子さん、ありがとう。本当に実の娘のようだよ」と言ってくれるようになり、介護もそれほど嫌と思つたことはありませんでした。

一緒に買い物に出かけたり、外食をしたりと本当に仲の良い嫁姑で、実の親子と間違われることもありました。ただ、年齢を重ねるとともに徐々に病に臥せることも増え、最初に倒れてから10年の月日が流れ85歳になったある朝、義母は眠るようになつたのです。

*

義母の相続人は、夫と横浜に住む5歳下の義妹です。相続財産は私たち家族が義母と同居していた世田谷区の住宅(5000万円)と、夫が受取人の保険が1000万円、そのほかに預金が4000万円ありました。義妹の要求は、法定相続分どおりに財産を分けることでした。

世田谷区の住宅は売却するわけに

もいかず、また共有名義にもするわけにもいかず、夫が住宅5000万円と生命保険1000万円から代償金1000万円を差し引き、義妹が預金4000万円と代償金1000万円を受け取るという提案でした。夫も「法律がそうなっているなら仕方ないか」といった様子でした。

しかし、義妹が言つた「お義姉さんは関係ないから」という言葉が、繰り返し頭の中をよぎります。

「関係ない私が、どうして10年も義母の面倒をみてきたのか? 義妹からは、『ありがとう』や『すみません』の言葉をかけられたことが一度もなかった」

そんな義妹が、義母の財産を当たり前のように夫と同じ割合で要求することが、私には許せませんでした。金額の問題ではありません。私が10年間尽くしたことに對する報いやねぎらいもなく「関係ない」で片づけられてしまうことがどうしても耐えられなかつたのです。

結婚して30年間、夫に異を唱えたり喧嘩をしたことはほとんどありませんでしたが、初めて、夫に意見をしました。

「私が義母に尽くした10年間の報い

をください。義妹に『関係ない』と言われ、10年間の私の人生の意味がわからなくなりました。」

それから夫は、いろいろと考えてくれたようです。義妹と話し合いを重ね、私への寄与分相当として、生命保険金はそのまま夫が受け取ることとなりました。

遺産分割協議書の調印の日、義妹が我が家に来てきました。私の顔を見るなり「お義姉さん、本当に申し訳ございませんでした。そして母のことを実の母親のように面倒を見ていただいたことに心からお礼申し上げます」と言ってくれたのです。

そこから先は、手を握り合い2人とも泣き崩れました。義妹の言葉に嘘はなく、本当に反省し感謝をしてくれていることが伝わり、胸のつかえがスツとなくなりました。

お義母さんの優しい笑顔が、私の心に戻ってきました。

FA



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税増税に備える『笑顔相続のススメ』(ぎょうせい)発売中。